

四半期報告書

(第31期第1四半期)

自 平成26年2月1日

至 平成26年4月30日

株式会社ACCESS

東京都千代田区猿楽町二丁目8番8号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 9
- (2) 新株予約権等の状況 9
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 9
- (4) ライツプランの内容 9
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 9
- (6) 大株主の状況 9
- (7) 議決権の状況 10

2 役員の状況 10

第4 経理の状況 11

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 12
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 14
 - 四半期連結損益計算書 14
 - 四半期連結包括利益計算書 15

2 その他 19

第二部 提出会社の保証会社等の情報 20

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月6日

【四半期会計期間】 第31期第1四半期(自 平成26年2月1日 至 平成26年4月30日)

【会社名】 株式会社ACCESS

【英訳名】 ACCESS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 最高経営責任者(CEO) 室伏 伸哉

【本店の所在の場所】 東京都千代田区猿樂町二丁目8番8号

【電話番号】 043-212-2111

【事務連絡者氏名】 管理グループ長 豊田 貴弘

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番2号

【電話番号】 043-212-2111

【事務連絡者氏名】 管理グループ長 豊田 貴弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第30期 第1四半期 連結累計期間	第31期 第1四半期 連結累計期間	第30期
会計期間	自 平成25年2月1日 至 平成25年4月30日	自 平成26年2月1日 至 平成26年4月30日	自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日
売上高 (千円)	3,642,014	1,361,463	10,922,526
経常利益(△損失) (千円)	1,129,087	△358,899	932,718
四半期(当期)純利益(△純損失) (千円)	983,064	△400,625	193,760
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	1,193,006	△497,914	927,187
純資産額 (千円)	33,377,928	32,642,271	33,147,758
総資産額 (千円)	35,814,926	34,635,956	35,490,075
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(△純損失金額) (円)	25.52	△10.40	5.03
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	25.42	—	5.01
自己資本比率 (%)	91.9	92.8	92.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 平成25年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。
4. 第31期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成26年2月1日～4月30日）の当社グループを取りまく環境としましては、国内経済におきましては、政府による各種政策の効果等により、景気は緩やかに回復を続ける状況にあります。一方、世界経済におきましては、米国では景気回復基調が継続し、欧州でも景気の緩やかな持ち直し傾向にあります。中国やその他新興国において経済の先行きに不確実性もみられるものの、世界経済全体としては、緩やかな景気回復基調で推移いたしました。

このような環境の下、当社グループは次のような取り組みを展開いたしました。

○ ソフトウェア事業（国内）

携帯電話端末及び情報家電の関連分野において、既存製品の高い収益性を維持しつつ、新規事業の開拓に注力いたしました。

特に、新規分野への取り組みとしましては、スマートフォンと小型の位置情報機器（Beacon）間での情報通信機能を活用したマーケティングソリューション「ACCESSTM Beacon Framework」の機能拡張及び営業展開に注力いたしました。本ソリューションは、商業施設でのデジタルクーポン等の情報配信によるO2O（Online to Offline）サービスや、展示施設等での位置情報や移動情報のコンテキストに応じた案内の配信サービス等、幅広い分野への応用が期待され、当社グループは、位置情報機器、スマートフォン向けアプリケーション及びクラウド管理システム等をワンストップで提供することにより、事業者の各種サービスの開発・導入を大幅に迅速化してまいります。

ソフトウェア事業（国内）	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	前年同四半期比
外部顧客への売上高	2,335百万円	488百万円	△79.1%
セグメント損益	1,360百万円	139百万円	△89.7%

○ ソフトウェア事業（海外）

海外市場における携帯電話端末及び情報家電の関連分野向け先進ソリューションの提供を行っております。

情報家電関連の取り組みとしましては、主に欧米市場向けに、様々な情報家電や端末間でコンテンツやサービスがシームレスかつセキュアに連携するマルチスクリーン向けHTML5及びDLNA関連の先進ソリューションの開発・展開を推進しております。具体的な取り組みとしまして、IPTV関連機器及びソリューションをグローバルに提供するAmino Communications（本社：英国）のIPTV向けセットトップボックス（STB）に対し当社グループの「NetFront Living Connect」の機能を提供いたしました。これにより、利用者がホームネットワークに格納されたコンテンツを楽しんだり、サービス事業者がテレビ以外のマルチスクリーンに対しセキュアにコンテンツを配信することができるようになります。また、北欧を中心にハードウェアからソフトウェア、サービスまで幅広いICTソリューションを提供するAnvia（本社：フィンランド）のHD画質のハイブリッド型STBに当社グループの「NetFront Browser NX 3.0」及び「NetFront Living Connect」が採用されました。

ソフトウェア事業（海外）	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	前年同四半期比
外部顧客への売上高	507百万円	339百万円	△33.1%
セグメント損益	△20百万円	△202百万円	—

○ ネットワークソフト事業

ネットワークソフト事業につきましては、当社米国子会社アイピー・インフュージョン・インクが開発したネットワーク機器向け基盤ソフトウェア・プラットフォーム「ZebOS[®]」の開発・拡販を中核事業として推進しております。更に、ネットワークの仮想化・運用自動化を可能にする次世代クラウド基盤技術であるSDN（Software Defined Network）関連ソリューション、通信事業者やデータセンタ事業者のネットワーク仮想化への柔軟かつ経済的な移行を支援するSDN対応スイッチ製品「AEROZTM」、及び、更に進んだ先進技術テーマとしてネットワーク機能仮想化技術であるNFV（Network Function Virtualization）関連ソリューションの開発・拡販に取り組んでおります。

「ZebOS®」の拡販に向けた取り組みといたしましては、昨今導入が加速しているテラビット級のネットワークインフラや機器の構築・開発を支援する次世代ネットワークプラットフォーム「ZebOS®-XP」の最新版である「ZebOS®-XP® Release 1.1」を開発し、提供開始いたしました。同ソリューションは、帯域スケールングやネットワーク拡張性、冗長性等を大幅に強化したものとなり、ネットワーク機器メーカーの抱える課題にタイムリーに応えてまいります。

一方、SDN関連ソリューションの開発・拡販に関する取り組みとしましては、ネットワーク仮想化プラットフォーム製品「Stratosphere SDN Platform」や、オフィスネットワークの柔軟な統合管理を可能にする仮想ネットワークソリューション「OmniSphere（オムニスフィア）」の提供を推進しております。「OmniSphere」に関連した取り組みとしましては、株式会社ストラトスフィア（当社関連会社）とアライドテレシス株式会社（本社：東京都）が「OmniSphere」に対応した無線LANアクセスポイント（アライドテレシス社製）を開発し、SDN/クラウドの国際研究拠点である一般社団法人沖縄オープンラボラトリが実施するSDNの実証環境を支援しております。

ネットワークソフト事業	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	前年同四半期比
外部顧客への売上高	683百万円	393百万円	△42.4%
セグメント損益	△162百万円	△193百万円	—

○ フロントエンド事業

フロントエンド事業につきましては、スマートフォンやタブレット端末等のスマートデバイスの急速な市場浸透を踏まえ、各種サービス事業者やエンドユーザーに対し新たなサービスを実現するためのソリューションを提供しております。特に、国内及び海外で電子書籍関連事業を注力分野に位置付けるほか、新規事業として、市場成長が著しい企業向けクラウド連携サービスの開発・展開に取り組んでおります。

電子書籍関連事業における取り組みとしましては、電子書籍向けのビューワからコンテンツ配信、広告配信、売上管理、本棚機能等、端末からサーバシステムまでを包括的にサポートするEPUB 3対応電子出版プラットフォーム「PUBLUS[™]（パブラス）」シリーズの開発・拡販を推進しております。当ソリューションは、アプリとブラウザの両方で利用可能なハイブリッド型配信システムであるため、サービス事業者は、効率よく、端末の利用環境に制約されない自由で快適な読書環境を構築することができ、国内外の多数の大手出版社や電子書籍サービス事業者等に採用されています。具体的な営業成果としまして、株式会社KADOKAWA（本社：東京都）の多言語、マルチデバイス対応の新ウェブコミックサービス「ComicWalker（コミックウォーカー）」に採用されました。

また、教育現場で教科書等のコンテンツをデジタル化する動きが世界的に高まっていることを受け、教育分野への事業展開に取り組んでおります。具体的な成果としましては、EPUB 3対応の教材向け電子書籍ビューワ「PUBLUS[®] Reader for Education」Windows版を開発し、東京書籍株式会社（本社：東京都）の「特別支援を必要とする学習者に配慮した電子教材用ビューワ」に採用されました。今後は両社での共同研究の範囲を拡大し、世界中の人々がいつでもどこでも継続的に「学び」にアクセスできる環境の実現を目指し、「ICTを活用した教育サービス」及び「ICT教育サービス向けオンラインプラットフォーム」の具体化を推進してまいります。また、「PUBLUS[®] Reader for Education」Windows版は、教育出版株式会社（本社：東京都）の「一人一台の情報端末を用いた学習環境のための電子教材用ビューワ」にも採用されました。

上記に加え、新規事業として、今後の当社グループの中核事業に育てるべく企業向けクラウド連携サービスの開発を進めており、当連結会計年度第2四半期より順次リリースしてまいります。

フロントエンド事業	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	前年同四半期比
外部顧客への売上高	116百万円	140百万円	20.8%
セグメント損益	△156百万円	△112百万円	—

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における連結業績は、売上高13億61百万円（前年同四半期比62.6%減）、経常損失3億58百万円（前第1四半期連結累計期間は経常利益11億29百万円）、四半期純損失4億円（前第1四半期連結累計期間は四半期純利益9億83百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、受取手形及び売掛金が減少したことにより、前連結会計年度末に比べ8億54百万円減少して346億35百万円となりました。

負債は、買掛金及び未払法人税等が減少したことにより、前連結会計年度末に比べ3億48百万円減少して19億93百万円となりました。

純資産は、四半期純損失4億円を計上したことに加え、為替換算調整勘定が減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ5億5百万円減少して326億42百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

また、会社の支配に関する基本方針は以下に定めるとおりであります。

なお、買収防衛策については、当社は、平成25年3月12日に開催された取締役会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針の一部を改定（以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます。）の上、継続することを決定致しました。本プランは、平成25年4月17日に開催の当社第29回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。本方針の詳細につきましては、インターネットの当社ホームページ（下記URL）に掲載しております。

http://jp.access-company.com/files/2013/03/n130312_04.pdf

1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、自ら生み出した技術で社会（産業・文化）を変革させ、社会に貢献し責任を果たすことを経営理念としており、設立以来、組み込みソフトウェアの分野を中心に様々なソフトウェアを提供してまいりました。また、インターネット時代の到来に先駆け、全ての機器をネットに繋ぐことをビジョンとして、先進的な技術でユビキタス社会の実現をリードしてきました。これらの先進技術を企画・研究・開発し、その成果を製品・技術・サービスとして世に送り出すことで、人々の生活の向上に貢献し、社会的責任を果たすことが当社の使命であると考えております。

これまでの事業活動を通じて、当社は、主要な通信事業者、メーカー及びサービス事業者を含む国内外の数多くの顧客との良好な関係を築いてまいりました。また、昨今の通信ネットワーク及び端末技術の急速な発展に伴い、従来の組み込みソフトウェアの提供に加えて、スマートフォンやタブレット端末等の高機能端末上でクラウドに連携した様々な高付加価値サービスを実現するソリューションを提供する等、事業分野の拡大を加速させております。今後も、さらに幅広い顧客・事業分野に対し当社の製品・技術・サービスを提供していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながるものと考えております。

これらの状況に鑑み、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為により、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることがないよう、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

2) 基本方針の実現に資する具体的な取組み

当社の企業価値は、新規技術ノウハウの蓄積、幅広い顧客・取引先との長期安定的な取引関係の維持・発展、優秀な従業員の確保等、多くの要因によって支えられています。その中でも、当社は、顧客との継続的な取引関係が、当社の企業価値を維持し、向上させる上で特に重要と考えております。そして、このような取引関係を維持するためには、継続的な研究開発投資に基づき顧客に対して新規製品・技術を提供し続けることが重要であり、また、顧客との関係において、当社が過度に特定企業へ取引上の依存度を高めたり、過度に特定企業との資本的な結びつきを深めたりすることを回避し、業界内において中立的な立場を堅持することが期待されております。このような考えの下、当社は、今後も中期的な視点に基づき、当社を取り巻く事業環境・新規技術動向を踏まえつつ、顧客・取引先へ新たな製品・サービスを提供することにより、継続的な取引関係の構築・深耕に努めてまいります。

また、取締役及び監査役制度を中心としてコーポレートガバナンスのより一層の充実を図り、経営の効率性、健全性及び透明性を確保していく所存であります。特に企業の永続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主の皆様を含めた全てのステークホルダーとの円滑な関係構築を目指し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

3) 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

①本プランの目的

上記1)の基本方針に照らして、大規模な買付行為がなされた場合、これに応じるかどうかは、買付けへの応募を通じ、最終的には当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されかねません。そこで、当社は、大規模な買付行為が行われた場合、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるかどうか、株主の皆様へ適切にご判断いただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式を引き続き保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の顧客、取引先、従業員その他のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大規模な買付行為に対する意見を開示し、必要に応じて代替案を提示することにより、当該株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模な買付行為に応じるかどうかを適切に判断することが可能になります。

②本プランの内容

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、以下に定める「大規模買付ルール」を遵守していただくこととし、大規模買付者がこれを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることになりました。

③大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付者が大規模買付行為を行うに当たって遵守すべき手続である、「大規模買付ルール」を予め提示し、大規模買付行為にかかるルールに従って行われることにより、株主の皆様に対して、大規模買付者による買付提案に応ずるべきか否かを判断するために適切かつ十分な情報並びに期間及び機会をご提供することを確保するとともに、買付提案の検証及び大規模買付者との交渉を行うことを通じて、当社の企業価値及び当社株主共同の利益を確保することが可能となると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

④大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、株主意思確認手続を経る場合に当該手続の完了前に大規模買付行為を開始する場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益の保護を目的として、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、株主意思確認手続を経ることなく、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様に対し、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、大規模買付行為に応じるかどうか又は対抗措置を発動するかどうかについては、大規模買付情報や当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご検討の上、当社株主の皆様においてご判断いただくこととしております。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会において、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合であると判断したときには、適時適切な開示を行った上、(i)で述べた大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

(iii) 対抗措置発動後の中止

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置をとることを決定した後でも、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、②対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、当社株主共同の利益を著しく損なわないと判断される場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の中止を決定することがあります。

(iv) 独立委員会の設置及び役割

本プランにおいて、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は5名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとします。

(v) 対抗措置の発動又は不発動等についての取締役会の決定

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動又は不発動等に関する決議を行うものとします。

(vi) 株主意思確認手続

当社取締役会による本プランに従った対抗措置の発動が決議される場合、原則として株主意思確認総会の開催、又は書面投票により、株主意思を直接確認することといたします。この場合、当社取締役会は、投票基準日を確定するまでに、株主意思確認手続を、以下の i) 株主意思確認総会、又は ii) 書面投票のいずれによって行うのかを決定するものとし、実務上必要とされる日数を勘案した上で、可能な限り速やかに株主意思確認手続を実施します。

i) 株主意思確認総会

株主意思確認総会における株主意思の確認は、議決権の書面行使やインターネット上での行使を含めて、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の皆様の出席があり、その議決権の過半数によって決するものとします。

株主意思確認総会の招集手続及び当該総会における議決権の行使方法は、法令及び当社定款に定める株主総会の手続に準ずるものとします。なお、当社の株主総会は株主意思確認総会を兼ねることができます。

ii) 書面投票

書面投票による株主意思の確認は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の皆様の投票があり、その議決権の過半数によって決するものとします。

書面投票による株主意思の確認を行う場合には、議決権を行使することのできる株主の皆様に対して、投票すべき議案（大規模買付者による買付提案及び当該買付提案に対する当社取締役会の見解並びに代替案を添付します。）、投票締切日、その他当社取締役会が定めた事項を記載した投票用紙を投票締切日の3週間前までに株主の皆様へ発送し、投票締切日までに当社に到達した投票用紙を有効票とみなします。

上記の株主意思確認総会又は書面投票において議決権を行使することのできる株主様は、当社取締役会が定めた投票基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様とします。また、株主意思確認手続の結果については、判明次第速やかに開示するものとします。

⑤当社株主の皆様・投資家の皆様にご与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、当該基準日における最終の株主名簿に記録されている必要があります。また、新株予約権の発行を行う場合には、所定の期間内に申込みをしていただくことも必要となります。さらに、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行又は取得することとなった際に、法令及び東京証券取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の発行又は無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記④(iii)に従い、新株予約権の割当日又は無償割当ての効力発生日までに新株予約権の発行もしくは無償割当てを中止し、又は新株予約権の割当日もしくは無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

⑥大規模買付ルールの有効期限

本プランの有効期限は、平成28年1月31日に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結時までとします。

なお、当社取締役会は、上記有効期限の満了前であっても、本プランの廃止又は修正を行うことがあります。ただし、第29回定時株主総会において株主の皆様からいただいたご承認の趣旨に反する本プランの修正は行わないこととし、また、本プランの廃止又は修正については、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、その助言・勧告を最大限尊重して行うこととします。また本プランについて廃止又は修正を行った場合、当社取締役会は、速やかに情報開示を行います。

4) 本方針についての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、本方針が上記1)に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 本方針が基本方針に沿うものであること

当社は、本方針において以下の点を明記しており、本方針が上記1)の基本方針に沿って設計されたものであると考えております。

(i) 大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあること。

(ii) 大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大規模買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがあること。

② 本プランが当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、上記1)に記載の基本方針の考え方並びに平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、平成20年6月30日に経済産業省に設置された企業価値研究会により公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所所有価証券上場規程第440条に定められた買収防衛策導入時の尊重義務（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）に沿って、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものと考えます。

③ 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランにおいて、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は5名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとしています。また、本プランの根本的な要素として、当社株主に必要な情報を提供することを目的とし、大規模買付行為が行われた場合、これに応じるかどうかは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられております。以上により、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

④ 本プランは株主の皆様の意思を最大限に尊重する仕組みとなっていること

本プランは以下の点において、当社株主の皆様の意思を最大限に尊重する仕組みとなっていると考えております。まず、本プランにおいて、当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した場合には、その是非について株主の皆様の意思を確認することといたします。また、本プランは、第29回定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に改定更新され、本プランの廃止又は修正について、株主の皆様からいただくご承認の趣旨に反する本プランの修正は行いません。さらに、本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は1億30百万円であります。

また、当第1四半期連結累計期間における研究開発活動のセグメントごとの状況は、次のとおりであります。

○ ソフトウェア事業（国内）

HTML5やクラウド連携サービスといった先進Web技術に対応したブラウザへの需要が高まる中、世界最小クラスのメモリ容量での安定動作やマルチプラットフォーム対応を実現する高性能・高機能のWebKitベースブラウザ「NetFront[®] Browser NX」等の研究開発に継続的に取り組むほか、スマートフォンと小型の位置情報機器（Beacon）間での情報通信機能を活用したマーケティングソリューション「ACCESS[™] Beacon Framework」の機能拡張等に取り組みました。

ソフトウェア事業（国内） 連結研究開発費 48百万円

○ ソフトウェア事業（海外）

当第1四半期連結累計期間におきまして、研究開発費は発生しておりません。

○ ネットワークソフト事業

サーバやストレージの仮想化が急速に進展する中、クラウド環境を前提とした柔軟なシステム構築を行う際のボトルネックとなるネットワーク仮想化と運用自動化を可能にする次世代クラウド基盤技術であるSDN（Software Defined Network）、及び通信事業者やデータセンター事業者の柔軟かつ経済的なネットワーク仮想化への移行を支援する次世代スイッチ向けソリューションの研究開発を行いました。

ネットワークソフト事業 連結研究開発費 61百万円

○ フロントエンド事業

電子書籍関連の取り組みとして、端末からサーバシステムまでを包括的にサポートする電子出版プラットフォーム「PUBLUS[™]」シリーズの研究開発を行うほか、企業の社内業務の効率化を支援する企業向けクラウド連携サービスの開発を行いました。

フロントエンド事業 連結研究開発費 20百万円

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	91,500,000
計	91,500,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年6月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	39,203,100	39,203,100	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株であ ります。
計	39,203,100	39,203,100	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成26年6月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年2月1日 ～平成26年4月30日	—	39,203,100	—	31,391,499	—	31,098

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年1月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 39,201,200	392,012	—
単元未満株式	普通株式 800	—	—
発行済株式総数	39,203,100	—	—
総株主の議決権	—	392,012	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社が保有している当社株式684,000株を含めて表示しております。なお、当第1四半期連結会計期間末日現在において株式給付信託が所有する当社株式は、681,500株であります。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式46株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ACCESS	東京都千代田区猿樂町 二丁目8番8号	1,100	—	1,100	0.00
計	—	1,100	—	1,100	0.00

(注) 上記のほか、四半期連結財務諸表において自己株式として認識している株式が684,000株あります。これは、前記「発行済株式」に記載の資産管理サービス信託銀行株式会社が保有している株式であり、会計処理上、当社と信託口は一体であると認識し、信託口が所有する株式を自己株式として計上していることによるものであります。なお、当第1四半期連結会計期間末日現在において株式給付信託が所有する当社株式は、681,500株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年2月1日から平成26年4月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年2月1日から平成26年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年 1 月 31 日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成26年 4 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,093,005	23,360,562
受取手形及び売掛金	3,869,151	2,423,091
有価証券	956,172	1,020,718
商品及び製品	38,608	103,610
仕掛品	73,009	156,960
繰延税金資産	4,857	5,774
その他	451,854	419,441
貸倒引当金	△241,259	△83,160
流動資産合計	28,245,400	27,406,999
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,532,691	3,522,075
減価償却累計額	△1,159,161	△1,184,291
建物及び構築物 (純額)	2,373,530	2,337,783
土地	1,563,534	1,563,534
その他	2,039,593	2,010,543
減価償却累計額	△1,866,608	△1,865,433
その他 (純額)	172,985	145,110
有形固定資産合計	4,110,049	4,046,428
無形固定資産		
その他	91,010	131,852
無形固定資産合計	91,010	131,852
投資その他の資産		
投資有価証券	637,566	658,524
長期性定期預金	2,000,000	2,000,000
繰延税金資産	243,181	234,572
その他	162,866	157,578
投資その他の資産合計	3,043,614	3,050,676
固定資産合計	7,244,675	7,228,957
資産合計	35,490,075	34,635,956

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	201,124	87,048
未払法人税等	342,995	311,952
賞与引当金	193,091	175,360
受注損失引当金	27,564	23,721
その他	1,325,249	1,139,240
流動負債合計	2,090,024	1,737,323
固定負債		
繰延税金負債	25,921	26,516
退職給付引当金	113,559	113,134
株式給付引当金	57,427	46,251
その他	55,385	70,458
固定負債合計	252,293	256,361
負債合計	2,342,317	1,993,684
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,391,499	31,391,499
資本剰余金	8,431,093	8,431,101
利益剰余金	△4,526,785	△4,927,410
自己株式	△404,718	△403,271
株主資本合計	34,891,089	34,491,919
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	26,016	27,554
為替換算調整勘定	△2,276,833	△2,375,660
その他の包括利益累計額合計	△2,250,816	△2,348,106
新株予約権	507,485	498,458
純資産合計	33,147,758	32,642,271
負債純資産合計	35,490,075	34,635,956

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年2月1日 至平成25年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年2月1日 至平成26年4月30日)
売上高	3,642,014	1,361,463
売上原価	1,241,499	617,463
売上総利益	2,400,515	744,000
販売費及び一般管理費	1,377,910	1,119,885
営業利益又は営業損失(△)	1,022,604	△375,885
営業外収益		
受取利息	14,520	15,651
投資事業組合運用益	1,328	3,995
持分法による投資利益	15,528	—
為替差益	50,291	—
還付消費税等	17,432	—
その他	7,495	4,999
営業外収益合計	106,597	24,646
営業外費用		
支払利息	42	5
持分法による投資損失	—	4,037
為替差損	—	3,585
その他	72	31
営業外費用合計	114	7,660
経常利益又は経常損失(△)	1,129,087	△358,899
特別利益		
新株予約権戻入益	40,873	—
特別利益合計	40,873	—
特別損失		
特別退職金	37,425	—
その他	664	—
特別損失合計	38,089	—
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	1,131,870	△358,899
法人税、住民税及び事業税	131,719	40,629
法人税等調整額	17,086	1,096
法人税等合計	148,805	41,726
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	983,064	△400,625
四半期純利益又は四半期純損失(△)	983,064	△400,625

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年2月1日 至平成25年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年2月1日 至平成26年4月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	983,064	△400,625
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,847	1,538
為替換算調整勘定	203,093	△97,577
持分法適用会社に対する持分相当額	—	△1,250
その他の包括利益合計	209,941	△97,289
四半期包括利益	1,193,006	△497,914
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,193,006	△497,914
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年2月1日 至 平成26年4月30日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	当第1四半期連結会計期間において、パームソース・オーバーシーズは清算終了に伴い、連結の範囲より除外しております。 なお、変更後の連結子会社の数は10社であります。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	該当事項はありません。

(追加情報)

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年2月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の37.8%から35.5%となりました。

なお、これによる当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年2月1日 至 平成25年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年2月1日 至 平成26年4月30日)
減価償却費	93,082千円	79,361千円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成25年2月1日 至 平成25年4月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成26年2月1日 至 平成26年4月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成25年2月1日至平成25年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	ソフト ウェア事業 (国内)	ソフト ウェア事業 (海外)	ネット ワーク ソフト事業	フロント エンド事業			
売上高							
外部顧客への 売上高	2,335,082	507,100	683,709	116,122	3,642,014	—	3,642,014
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	3,912	98,169	19,144	57	121,284	△121,284	—
計	2,338,994	605,270	702,854	116,179	3,763,299	△121,284	3,642,014
セグメント利益又は 損失(△)	1,360,968	△20,684	△162,870	△156,344	1,021,068	1,535	1,022,604

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額1,535千円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成26年2月1日至平成26年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	ソフト ウェア事業 (国内)	ソフト ウェア事業 (海外)	ネット ワーク ソフト事業	フロント エンド事業			
売上高							
外部顧客への 売上高	488,517	339,023	393,686	140,236	1,361,463	—	1,361,463
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	9,728	54,665	—	3,303	67,697	△67,697	—
計	498,246	393,688	393,686	143,539	1,429,161	△67,697	1,361,463
セグメント利益又は 損失(△)	139,860	△202,537	△193,876	△112,582	△369,136	△6,749	△375,885

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△6,749千円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年2月1日 至平成25年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年2月1日 至平成26年4月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)	25円52銭	△10円40銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△) (千円)	983,064	△400,625
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(千円)	983,064	△400,625
普通株式の期中平均株式数(株)	38,518,000	38,518,123
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	25円42銭	—
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	159,998	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

- (注) 1. 当社は、平成25年8月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
2. 株式給付信託が所有する当社株式(前第1四半期連結会計期間末684,000株、当第1四半期連結会計期間末681,500株)については、四半期連結財務諸表において自己株式として会計処理しているため、当第1四半期連結累計期間の「期中平均株式数」は、当該株式の数を控除し算定しております。
3. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年6月6日

株式会社ACCESS

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野純司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貝塚真聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ACCESSの平成26年2月1日から平成27年1月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年2月1日から平成26年4月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年2月1日から平成26年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ACCESS及び連結子会社の平成26年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。